

平成29年度 無人航空機に係る事故等の一覧(国土交通省に報告のあったもの)

No.	発生日	飛行させた者 又は所属団体 等	飛行場所	機体 (種類、特徴等)	事案の概要	航空法上の許 可・承認の要否	許可・承認の 有無	当局の対応	報告された原因分析及び是正措置
1	2017/4/20	土木施設点検 事業者	静岡県藤枝市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.5kg	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の高架橋点検のため飛行させていたところ、操縦不能となり、高速道路入口の路肩に墜落した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害はなかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は80時間以上。	第132条の2第3号(30m未満の飛行)	有	<ul style="list-style-type: none"> ・本件事案による人及び物件への被害はなかったが、当該事業者に対し、墜落の原因分析及び再発防止策の検討を指示した。 	【原因分析】 <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路高架下など電波環境が不安定な場所での飛行だったにもかかわらず、GPS機能を利用して飛行する機体であったため、位置を特定できなくなり異常な飛行をした可能性があると思われる。 【是正措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・電波環境が不安定な場所では、GPS機能を利用して飛行する機種は使用しない。 ・やむを得ず高速道路に近接する場所で飛行する場合は、係留ケーブルの他、道路の交通規制または交通監視員の配置を行う。
2	2017/4/20	農業関係団体	三重県松阪市	ヘリコプター 全長約3.6m、 ローター直径約 3.1m、最大離陸 重量約90kg	<ul style="list-style-type: none"> ・農業散布飛行中に、機体の操縦操作を誤り、隣接する家屋に接触し、墜落した。 ・本件事案により人の負傷はなかったが、家屋の屋根及び窓ガラス等を破損させた。 ※なお、操縦者の操縦経験は200時間以上。	第132条の2第3号(30m未満の飛行)、第5号(危険物輸送)、第6号(物件投下)	有	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者物件に接触した原因分析及び再発防止策の検討を当該団体に指示した。 	【原因分析】 <ul style="list-style-type: none"> ・現在確認中 【是正措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・現在検討中
3	2017/4/27	HP制作会社	愛媛県松山市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.5kg	<ul style="list-style-type: none"> ・練習のため、飛行させていたところ、操縦不能となり、紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害はなかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は4時間以上。	不要	-	<ul style="list-style-type: none"> ・本件事案による人及び物件への被害はなかったが、紛失の原因分析及び再発防止策の検討を当該事業者に指示した。 	【原因分析】 <ul style="list-style-type: none"> ・飛行場所付近の鉄橋により電波干渉を受け、通信途絶(制御不能)となった可能性がある。 【是正措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の安全確認を行う。 ・鉄橋には近づかない。また、強い磁界を発生する装置付近では飛行させない。
4	2017/4/29	建築関連事業者	愛知県高浜市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.3kg	<ul style="list-style-type: none"> ・機体の点検のため、飛行させていたところ、操縦不能となり、紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害はなかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は120時間以上。	第132条第2号(人口集中地区)、第132条の2第3号(30m未満の飛行)	有	<ul style="list-style-type: none"> ・本件事案による人及び物件への被害はなかったが、紛失の原因分析及び再発防止策の検討を当該事業者に指示した。 	【原因分析】 <ul style="list-style-type: none"> ・天候急変による強風のため、操縦不能となり機体を紛失した。 【是正措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・機体点検の飛行はリード線の使用を徹底する。

No.	発生日	飛行させた者 又は所属団体 等	飛行場所	機体 (種類、特徴等)	事案の概要	航空法上の許 可・承認の要否	許可・承認の 有無	当局の対応	報告された原因分析及び是正措置
5	2017/5/3	研究機関	鳥取県鳥取市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.3kg	・空撮のため、飛行させていたところ、操縦不 能となり、紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は6時間以上。	不要	-	・本件事案による人及び物件への被 害はなかったが、紛失の原因分析と 再発防止策の検討を当該研究機関 に指示した。	【原因分析】 ・飛行予定場所上空の風速が強く、 また、飛行前の地上での風速確認を した場所が適切ではなかったと思わ れる。 【是正措置】 ・飛行前には風が遮られない適切な 場所で風向・風速を判断する。
6	2017/5/17	個人	新潟県阿賀野市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.5kg	・趣味のため、飛行させていたところ、鉄橋に 衝突し、墜落した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は20時間以上。	不要	-	・操縦技量や天候等を考慮した飛行 を心がける等、安全飛行の徹底につ いて指導した。	【原因分析】 ・原因は不明 【是正措置】 -
7	2017/5/19	空撮事業者	鳥根県隠岐郡	マルチコプター プロペラ除く直径 約60cm、最大離 陸重量約3.4kg	・空撮のため、飛行させていたところ、操縦ミス により、紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は170時間以上。	第132条の2第2 号(目視外飛 行)	有	・本件事案による人及び物件への被 害はなかったが、紛失の原因分析と 再発防止策の検討を当該事業者 に指示した。	【原因分析】 ・目視外飛行になることが予想され たにもかかわらず、事前に地形など の飛行経路の確認を怠った。また、 操縦者と監視員の連携不足のため、 監視員による飛行制止が間に合わ なかった。 【是正措置】 ・飛行前に地形等の飛行経路につ いて十分な確認を行うとともに、 飛行経路に応じた人数の監視員を 配置して飛行させることを徹底す る。
8	2017/5/24	空撮事業者	東京都東大和市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.3kg	・空撮のため飛行させていたところ、強風に流 され、約200m離れた民家の敷地に墜落した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は30時間以上。	第132条第2号 (人口集中中 地区)	有	・墜落の原因分析と再発防止策の検 討を当該事業者に指示した。	【原因分析】 ・現在確認中 【是正措置】 ・現在検討中

No.	発生日	飛行させた者 又は所属団体 等	飛行場所	機体 (種類、特徴等)	事案の概要	航空法上の許 可・承認の要否	許可・承認の 有無	当局の対応	報告された原因分析及び是正措置
9	2017/5/27	空撮事業者	静岡県富士市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.3kg	・空撮のため飛行させていたところ、操縦不能 となり、民家の壁に衝突し、墜落した。 ・本件事案により民家の壁に損傷を与えた。 ※なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	第132条第2号 (人口集中地 区)、 第132条の2第3 号(30m未満の 飛行)	有	・墜落の原因分析と再発防止策の検 討を当該事業者に指示した。	【原因分析】 ・高圧線に近づかないよう注意して飛 行していたが、機体が勝手に動き、制 御不能になったことから、電波障害の 可能性がある。 【是正措置】 ・飛行に障害のないよう機体を適切 に管理し、飛行前の安全点検で懸念 があれば飛行させない。フライトごと にGPSの動作確認を確実に行う。ま た、電波障害を起こしそうな建物、地 理的環境がないか注意深く確認す る。
10	2017/6/7	研究機関	北海道富良野市	飛行機 全長約0.6m、全 幅約1.2m、最大 離陸重量約 0.75kg	・研究のため、飛行させていたところ、樹木に 接触し、墜落した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	不要	-	・本件事案による人及び物件への被 害はなかったが、墜落の原因分析と 再発防止策の検討を当該研究機関 に指示した。	【原因分析】 ・飛行経路の確認不足により墜落に 至った。また、飛行中の機体監視が 不十分であったため、墜落地点を詳 細に特定できず、機体の発見が遅れ た。 【是正措置】 ・飛行計画は複数人で確認するとと もに、操縦者と補助者の役割を明確化 し、操縦者と補助者の連絡を密にす る。
11	2017/6/20	建設関連業者	北海道北斗市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.3kg	空撮のため無人航空機を飛行させていたとこ ろ、突然操縦不能となり墜落した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は15時間以上。	不要	有	・墜落の原因分析と再発防止策の検 討を当該事業者に指示した。	【原因分析】 ・現在確認中 【是正措置】 ・現在確認中
12	2017/6/23	個人	福島県喜多方市	マルチコプター プロペラ除く直径 約125cm、最大 離陸重量約 13.7kg	・農業散布に係る訓練のため、物件投下(水) を行っていたところ、飛行開始後5、6分ほど経 過したところで姿勢の制御ができなくなり、左 前方へ傾いて水田にそのまま墜落し、機体が 大破した。飛行時における高度は3メートルで あった。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被 害はなかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は120時間 以上	航空法第132条 の2第6号(物件 投下)	有	・本件事案による人及び物件への被 害はなかったが、墜落の原因分析と 再発防止策の検討を当該者に指示し た。	【原因分析】 ・飛行中、機体の姿勢安定装置の不 具合により、操作不能となり墜落し た。 【是正措置】 ・当該不具合のあったシステムの冗 長化を図る。

No.	発生日	飛行させた者 又は所属団体 等	飛行場所	機体 (種類、特徴等)	事案の概要	航空法上の許 可・承認の要否	許可・承認の 有無	当局の対応	報告された原因分析及び是正措置
13	2017/7/5	空撮事業者	大阪府東大阪市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.5kg	・空撮のため飛行させていたところ、機体の操縦操作を誤り、電線に接触して墜落した。その後付近を走行する自動車に接触した。 ・本件事案により人の負傷及び電線の破損はなかったが、付近を走行する自動車を破損させた。 ※なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	第132条第2号 (人口集中地区)、 第132条の2第3号 (30m未満の飛行)	無	・墜落の原因分析と再発防止策の検討を当該事業者に指示した。	【原因分析】 ・事故当日は小雨が降っており、機体内への浸水による機能不良から操縦不能に陥ったものと考えられる。 【是正措置】 ・ドローン飛行前に天候状況を確認する。悪天候下のドローン飛行を行わない。
14	2017/7/11	個人	沖縄県宮古郡	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.3kg	平成29年7月11日12時頃、空撮のため飛行させていたところ、強風のため帰還が困難となり、バッテリー容量不足となり海上に不時着し紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害はなかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	不要	有	・紛失の原因分析と再発防止策の検討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・飛行中、天候が急変したことにより、想定外の飛行時間となり、バッテリーの残量不足のため海上に不時着し機体を紛失した。 【是正措置】 ・バッテリー残量に十分余裕を持たせた飛行計画を立案する。
15	2017/7/13	個人	岡山県岡山市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.3kg	平成29年7月13日午後13時30分ごろ、試験飛行のため飛行させていたところ、機体姿勢が不安定となり操作不能となって墜落した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害はなかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は30時間以上。	不要	有	・墜落の原因分析と再発防止策の検討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・原因は不明 【是正措置】 -
16	2017/7/15	空撮事業者	神奈川県藤沢市	マルチコプター プロペラ除く直径 約120cm、最大 離陸重量約 24.0kg	空撮のため自作機を飛行させていたところ、機体の不具合により墜落した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害はなかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は30時間以上。	第132条第2号 (人口集中地区)、 第132条の2第1号 及び第3号 (夜間飛行、30m 未満の飛行)	有	・墜落の原因分析と再発防止策の検討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・砂浜での低空飛行のため、ダウンウォッシュにより巻き上げられた小石等がプロペラブレードに損傷を与え、プロペラが破損して墜落に至ったと思われる。 【是正措置】 ・安全な高度を確保し、離着陸場所にシートを敷くなどの対策を行う。
17	2017/7/24	個人	静岡県牧之原市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約0.82kg	平成29年7月24日午前5時49分頃、空撮のため飛行させていたところ、操縦を誤り海上に墜落した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害はなかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は24時間以上。	不要	有	・墜落の原因分析と再発防止策の検討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・安全な飛行高度で飛行を行っていなかったため、突発的な回避操作が行えなかった。さらに操縦技術の未熟さが墜落の原因と思われる。 【是正措置】 ・現在検討中

No.	発生日	飛行させた者 又は所属団体 等	飛行場所	機体 (種類、特徴等)	事案の概要	航空法上の許 可・承認の要否	許可・承認の 有無	当局の対応	報告された原因分析及び是正措置
18	2017/7/26	個人	長崎県佐世保市	マルチコプター プロペラ除く直径 約54cm、最大離 陸重量約0.71kg	・イベントのため無人航空機を飛行させていた ところ、バッテリー残量不足により海上に緊急 着陸した際に機体を紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は110時間以上。	第132条の2第1 号、第2号及び 第4号(夜間飛 行、目視外飛行 及び催し場所上 空の飛行)	有	・紛失の原因分析と再発防止策の検 討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・飛行中、風速が増加したことにより、 想定外のバッテリー消費となり、バッ テリー残量不足のため帰還できず緊 急着陸した。 【是正措置】 ・十分に余裕をもった飛行時間に制 限して運用する。飛行前にテスト飛行 を行い、バッテリー消費について事前 に確認する。
19	2017/8/3	個人	千葉県佐倉市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.0kg	対面飛行訓練のため無人航空機を飛行させ ていたところ、高度を下げすぎて背の高い雑草 に接触して墜落し機体が損傷した。 ・第三者及び第三者物件への被害なし。 ※飛行させた者の飛行経験は10時間以上。	不要	—	・墜落の原因分析と再発防止策の検 討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・原因不明 【是正措置】 —
20	2017/8/6	空撮事業者	神奈川県三浦市	マルチコプター プロペラ除く直径 約60cm、最大離 陸重量約3.4kg	空撮のため飛行させていたところ、通信が途 絶し、自動帰還機能が作動したが海上に不時 着し紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は70時間以上。	不要	有	・紛失の原因分析と再発防止策の検 討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・航行中の船舶から飛行させていたと ころ、ゴーホーム機能が作動し、最初 に登録したホームポイントに向かって 自動飛行を行ったが、機体との距離 が離れすぎたため、ホームポイントの 変更が出来ず不時着し、紛失した。 【是正措置】 ・船を停船しホームポイントを書き換 える事で、ゴーホーム機能が作動し ても操縦ポイントに戻るよう設定す る。
21	2017/8/10	個人	埼玉県所沢市	マルチコプター プロペラ除く直径 約17cm、最大離 陸重量約0.3kg	試験飛行のため無人航空機を飛行させていた ところ、バッテリー不足となり草木の中に不時 着し、機体を紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は18時間以上。	不要	有	・紛失の原因分析と再発防止策の検 討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・バッテリーの性質や気象条件、飛行 可能時間の把握について認識不足と 考える。 【是正措置】 ・バッテリー残量を示す警告表示を十 分余裕をもって設定するとともに、機 体の安全機能を有効利用する。ま た、飛行マニュアルの遵守を徹底す る。

No.	発生日	飛行させた者 又は所属団体 等	飛行場所	機体 (種類、特徴等)	事案の概要	航空法上の許 可・承認の要否	許可・承認の 有無	当局の対応	報告された原因分析及び是正措置
22	2017/8/12	個人	大分県大分市	マルチコプター プロペラ除く直径 約60cm、最大離 陸重量約3.4kg	空撮のため飛行させていたところ、通信が途 絶し、無人島内にて機体を紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	第132条第1号 (150m以上の高 さの飛行)	有	・紛失の原因分析と再発防止策の検 討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・原因は不明 【是正措置】 -
23	2017/8/13	個人	千葉県我孫子市	マルチコプター プロペラ除く直径 約17cm、最大離 陸重量約0.4kg	訓練のため飛行させていたところ、通信が途 絶し、操作不能となり紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は77時間以上。	航空法第132条 の2第2号(目視 外飛行)	有	・紛失の原因分析と再発防止策の検 討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・原因不明 【是正措置】 ・機体の飛行前・飛行後の点検を確 実に実施すると共に、飛行場所周辺 について飛行の安全に影響を及ぼす おそれがあるものの有無を補助者等 を含め、複数名で確認する。
24	2017/8/13	個人	福島県南会津郡	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.4kg	空撮のため無人航空機を飛行させていたとこ ろ、操作不能となり紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	不要	-	・紛失の原因分析と再発防止策の検 討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・原因不明 【是正措置】 -
25	2017/8/20	個人	福井県大飯郡	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.3kg	空撮のため無人航空機を飛行させていたとこ ろ、鳥と衝突し、操作不能となって海上に墜 落、紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	不要	-	・安全飛行の徹底について指導した。	【原因分析】 ・原因不明 【是正措置】 -

No.	発生日	飛行させた者 又は所属団体 等	飛行場所	機体 (種類、特徴等)	事案の概要	航空法上の許 可・承認の要否	許可・承認の 有無	当局の対応	報告された原因分析及び是正措置
26	2017/8/22	個人	京都府京田辺市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.3kg	空撮のため無人航空機を飛行させていたところ操縦不能となり、近隣住宅の車庫の屋根に墜落し、屋根に損傷を与えた。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害はなかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	第132条第2号 (人口集中地区)、第132条の 2第1号、第2号、 第3号及び第4 号(夜間飛行、 目視外飛行、 30m未満の飛 行、催し場所の 上空の飛行)	有	・墜落の原因分析及再発防止策の検討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・現在確認中 【是正措置】 ・現在検討中
27	2017/8/30	個人	徳島県阿南市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.4kg	操縦訓練のため無人航空機を飛行させていたところ、操作不能となり墜落した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害はなかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は10時間未満。	不要	—	・墜落の原因分析及再発防止策の検討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・原因不明 【是正措置】 —
28	2017/9/3	測量関連業者	群馬県吾妻郡	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.4kg	測量目的の無人航空機を飛行させていたところ、目測を誤り樹木の枝に接触し、墜落した。 ・第三者及び物件等の被害なし。許可承認不要の飛行。 ※なお、操縦者の操縦経験は15時間以上。	不要	有	・墜落の原因分析及再発防止策の検討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・事前踏査で飛行障害物を把握しその近くに補助者を配置するなどの配慮に欠けていた。 【是正措置】 撮影地区を踏査し、飛行障害物の近くや第三者被害危険箇所・地区全体を見渡せる場所等に適切に補助者を配置する。
29	2017/9/8	研究機関	埼玉県本庄市	マルチコプター プロペラ除く直径 約50cm、最大離 陸重量約3.0kg	無人航空機を利用した橋梁点検の実証試験飛行中に、実験者が操縦する機体が突然制御不能となり、当該実験に従事していた関係者に接触した。当該人は救急搬送され、右手親指を数針縫う負傷を負った。 ・本件事案による物件への損傷はなかった。。 ※なお、操縦者の操縦経験は148時間以上。	航空法132条の 2第3号(人又は 物件から30m 以上の距離が 確保できない飛 行)	有	・本件事案の原因分析及再発防止策の検討を当該者に指示した。	【原因分析】 ・現在確認中 【是正措置】 ・現在検討中

No.	発生日	飛行させた者 又は所属団体 等	飛行場所	機体 (種類、特徴等)	事案の概要	航空法上の許 可・承認の要否	許可・承認の 有無	当局の対応	報告された原因分析及び是正措置
30	2017/9/9	個人	高知県高岡郡	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約0.82kg	無人航空機を飛行させていたところ、センサー 誤動作により橋に接触し川に墜落して紛失し た。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※飛行させて者の飛行経験は36時間未満。	不要	有	・本件事案の原因分析と再発防止策の 検討を当該行政機関に指示した。	【原因分析】 ・物件等の影響により位置情報の通 信が不安定になったものと思われ る。 【是正措置】 ・物件等との距離を充分確保し、位置 情報の通信を遮るような建造物の影 に入る時は注意する。
31	2017/9/10	行政機関	広島県尾道市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.3kg	調査のため無人航空機を飛行させていたと ころ、バッテリー切れで着地前に墜落し、停車中 の自動車に接触し、墜落した。 ・本件事案による人の負傷はなかった。 ※飛行させて者の飛行経験は10時間以上。	第132条第2号 (人口集中地 区)、第132条の 2第1号、第3号 及び第4号(夜 間飛行、30m未 満の飛行、催し 場所の上空の 飛行)	有	・本件事案の原因分析と再発防止策の 検討を当該行政機関に指示した。	【原因分析】 ・離陸場所と自動帰還機能の設定位 置が異なっていたことから、電池残量 が低くなると作動する自動帰還機能 を停止していた。 【是正措置】 ・自動帰還機能は、必ず設定し、各種 項目の設定を飛行前にも確認する。 自動帰還機能の設定位置は必ず離 陸場所にて設定する。
32	2017/9/24	個人	千葉県富津市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.5kg	空撮のため無人航空機を飛行させていたと ころ、電波の送受信状態が悪化したため、着陸 させようとしたが、自機の付近を飛行していた 別の無人航空機と取り違えた結果、自機を見 失った。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※飛行させて者の飛行経験は24時間以上。	不要	有	・本件事案の原因分析と再発防止策の 検討を当該行政機関に指示した。	【原因分析】 ・飛行時に補助者が無人航空機の軌 道を確認していなかった。また、操縦 者と補助者の連絡・意思の疎通がで きていなかった。また、無人航空機が 離陸を行った際、3機以上の無人航 空機が飛行していた為、電波障害が 発生したと思われる。 【是正措置】 ・無人航空機を監視する補助者を必 ず付け操縦者に助言する。操縦者と 補助者はトランシーバーを用いて連 絡を実施する。また、無人航空機を 離陸させる前に、周囲に無人航空機 を飛行させる者や別に飛行している 無人航空機が存在しないか確認をす る。

No.	発生日	飛行させた者 又は所属団体 等	飛行場所	機体 (種類、特徴等)	事案の概要	航空法上の許 可・承認の要否	許可・承認の 有無	当局の対応	報告された原因分析及び是正措置
33	2017/10/5	(不明)	大阪国際空港W3誘導路上上空(高度30メートル付近)	無人航空機らしき物体(目撃者によれば赤色で鳥程度の大きさとのこと)	大阪国際空港から出発のため地上滑走中のJAL128便(大阪→羽田、ボーイング式767-300型機)から、同空港W3誘導路上上空約30メートル(100フィート)を無人航空機らしき物体(赤色・鳥程度の大きさ)が飛行している旨管制機関あて通報があった。 大阪国際空港に着陸進入中だったJAL2186便(花巻→大阪、ボンバルディア式CL-600-2B19型機)が同通報を聴取し、視認はしなかったものの自主的に進入復行を実施した。同機は予定時刻から13分遅れの17時51分に同空港に着陸。 JALによれば、両便とも自機への接近等の危険性はなかったとのこと。その他の定期便への影響はなかった。	無人航空機であった場合には、132条の2第1号(空港周辺)	無	・大阪国際空港を管理している関西エアポートが空港内を点検したが、無人航空機らしき飛行物体については確認できなかった。 ・関西エアポートから警察機関に情報提供するとともに、航空局からも警察庁に対し情報提供した。	【原因分析】 — 【是正措置】 —
34	2017/10/18	(不明)	石川県かほく市高松上空(高度2000ft)	無人航空機	平成29年10月18日10時17分頃、石川県かほく市高松上空(高度2,000ft)を飛行中のヘリコプターが同機近くに無人航空機が飛行しているのを視認した。当該無人航空機は水平距離で約100mまで接近したものの、高度差があったこと(目視で1,500ft)から、同ヘリコプターは特段の回避操作を行っておらず、11時21分に無事着陸している。	132条の2第1号(150m以上の高さの空域)	無	・航空局ホームページにて本事案を掲載し無人航空機の飛行にかかる法令遵守について周知を行った。 ・関係団体、管理団体及び講習団体を通じ、無人航空機の操縦者に対し、改めて周知徹底を依頼した。	【原因分析】 — 【是正措置】 —
35	2017/11/4	空撮事業者	岐阜県大垣市	マルチコプター プロペラ除く直径約70cm、最大離陸重量約2.6kg	岐阜県大垣市で開催中のイベント「ドローン菓子撒き」において飛行中の無人航空機がバランスを崩して落下し観客を負傷させた。 ・本事案により6名が救急搬送され、3名が軽傷を負った。 ※なお、操縦者の操縦経験は260時間以上。	第132条第2号(人口集中地区)、第132条の2第3号、第4号及び第6号(30m未満の飛行、催し場所の上空の飛行及び物件投下)	有	・本事案の原因分析及び再発防止策の検討を当該事業者に指示した。	【原因分析】 ・現在確認中 【是正措置】 ・現在検討中

※国土交通省では、報告者等への個別の指導のほか、無人航空機による事故等の防止に役立てるため、関連団体等に対し、情報提供等を行っているところ。